



# 行政書士しが

発行所 滋賀県行政書士会  
 発行人 盛武 隆  
 編集人 山添 稲子  
 大津市京町三丁目4-22 (滋賀会館3階)  
 発行日 (月刊)  
 平成17年9月10日

## 行政書士の適正な業務の遂行の確保について

滋賀県行政書士会 会長 盛武 隆

法務省は、来年の通常国会で戸籍法の改正を目指すとしている。個人情報保護の観点から戸籍を原則公開から原則非公開とする。閲覧制限も法律に明記する。

資格者には職務上請求書による請求を認める方向としているが、不正事件が相次ぐ行政書士に認めることは疑問があるとの声が一部にあり、行政書士会的な対応が望まれている。

滋賀会としても主務官庁からの職務上請求書の使用に係わる通知を掲載し、会員各位の注意を喚起するとともに適正使用をお願いする。

総発行第82号  
平成17年6月8日

各都道府県  
行政書士担当部 (局) 長 殿

総務省自治行政局行政課長

### 行政書士の適正な業務の遂行の確保について (通知)

今般、兵庫県行政書士会所属の行政書士に対して、第三者からの依頼を受けて住民票の写し等の統一請求用紙を不正に使用したこと等を理由に、兵庫県知事により行政書士法第14条第3号に規定する業務の禁止の処分が行われました。

このような行政書士の行為は、国民のプライバシーを侵害するものであり、ひいては行政書士制度に対する国民の信頼を損ねる極めて遺憾な事件であります。この事件等を踏まえ、日本行政書士会連合会は、統一請求用紙の書式及び払出し体制の改善等の再発防止策のほか、倫理研修の強化や不正行為に対する制裁強化等の規律の向上に向けた所要の措置を講ずることとしています。

行政書士は、行政に関する手続の円滑化に寄与し、国民の利便に資することをその業務の本来的な目的とするものであるため、厳格な規律保持が要請されるところです。

貴職におかれては、今後も引き続き、行政書士会に対して指導又は監督を行い、また、同会と相互に協力しながら行政書士及び行政書士法人に対して指導又は監督を適宜実施されるとともに、行政書士又は行政書士法人の不正行為があった場合には、立入検査、懲戒処分その他の適切な措置により厳正に対応されますようお願いいたします。

滋 総 第 6 2 6 号  
平成17(2005)年6月29日

滋賀県行政書士会会長 盛武 隆様

滋賀県総務部長

### 行政書士の適正な業務の遂行の確保について (通知)

この度、第三者から依頼を受けて住民票の写し等の統一請求書を不正に使用した行政書士に対して、兵庫県知事による行政書士法第14条第3号に規定する処分が行われたところですが、この件に関し、別添 (写し) のとおり総務省自治行政局行政課長より各都道府県に通知がありました。

つきましては、本県においてこのような極めて不適切な事例が起らないよう、貴会におかれても、引き続き会員に対する周知、指導、監督等適切な対応をされるようお願いいたします。

### 兵庫県行政書士会所属の行政書士に対する業務の禁止の処分の概要

- 1 処分者 兵庫県知事
- 2 被処分者 兵庫県行政書士会所属の行政書士1名
- 3 処分日 平成17年6月7日
- 4 処分内容 業務の禁止 (行政書士法 (以下「法」という。)第14条第3号)
- 5 処分理由
  - (1) 法第13条違反  
被処分者は、他人から第三者の戸籍謄本、住民票の写し等 (以下「戸籍謄本等」という。)の交付の請求のみを依頼され、職務上の請求に該当しないにもかかわらず統一請求用紙により戸籍謄本等の交付の請求を行い、多数 (1千件程度)の戸籍謄本等の不正な取得を行った。これら戸籍法及び住民基本台帳法の規定に違反する行為が法令遵守義務規定をもつ兵庫県行政書士会会則に違反することとなり、もって会則の遵守義務を定めた法第13条に違反することとされた。
  - (2) 法第9条第2項違反  
被処分者は、業務に関する帳簿及びその関係書類 (以下「帳簿等」という。)を、兵庫県職員による立入検査の実施日の前にすべて焼却し、帳簿等の備付及び保存をしていなかったため、帳簿等の備付及び保存義務を定めた法第9条第2項に違反することとされた。
  - (3) 法第10条違反  
以上から、被処分者は、行政書士の責務を定めた法第10条の規定にも違反することとされた。  
※ 本参考資料は、兵庫県からの情報提供をもとに総務省において作成した。